○農林水産省令第五十三号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十条の二第五項及び第二十三条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七十三条を削る。

第七十四条の見出し中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十五条中「第四項」を「第五項」に改め、同条を第七十四条とする。

第七十六条の見出し中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条中「第五項」を「第七項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条を第七十五条とし、第七十七条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第七十七条　法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第十九条の十四第一項又は第二項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれもその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにある製造業者等（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものを除く。）に関するものに限る。）に関する事務　当該地方農政局長

二　法第二十条第三項の規定による製造業者等に対する報告の徴収に関する事務　当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

三　法第二十条第三項の規定による製造業者等に関する立入検査に関する事務　当該製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

四　法第二十一条の二第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査（いずれも法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に関するものに限る。）に関する事務　当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

第七十八条及び第七十九条を削り、第八十条を第七十八条とする。

別記様式第十二号中「第七十四条」を「第七十三条」に改め、同様式表面中「及び第２項」を「から第３項まで」に改め、同様式裏面を次のように改める。

別記様式第12号（第73条関係）

（裏）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律抜すい

（報告及び立入検査）

第20条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関に対し、認定に関する業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録認定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第２項において同じ。）若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　内閣総理大臣又は農林水産大臣（第19条の14第１項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第19条の13第１項から第３項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に対し、品質に関する表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前３項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

５　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

６　（略）

第27条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

⑷　第20条第２項若しくは第３項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項若しくは第３項若しくは第20条の２第２項若しくは第３項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第28条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、50万円以下の罰金に処する。

⑸　第20条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第20条の２第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

別記様式第十三号中「第七十六条」を「第七十五条」に改め、同様式表面中「及び第２項」を「から第３項まで」に改め、同様式裏面を次のように改める。

別記様式第13号（第75条関係）

（裏）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律抜すい

（報告及び立入検査）

第20条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関に対し、認定に関する業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録認定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第２項において同じ。）若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　内閣総理大臣又は農林水産大臣（第19条の14第１項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第19条の13第１項から第３項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に対し、品質に関する表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前３項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

５　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

６　（略）